

開 発 行 為 許 可 書

※

開第 763 号

株式会社日進堂

代表取締役 喜久山 知哉 様

令和 3 年 10 月 2 / 日付けで申請の開発行為については、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により下記の条件を付して許可する。

令和 3 年 12 月 2 日

倉敷市長 伊 東 香 織



開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	倉敷市連島中央一丁目 5 番 35
	2 開 発 区 域 の 面 積	1423.80 m ²
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	分譲住宅地 7 区画
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	香川県高松市伏石町 2037 番地 18 株式会社日進堂 代表取締役 喜久山 知哉（電話 087-866-6100 ）
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	令和 年 月 日 （許可の日から 3 か月以内）
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	令和 年 月 日 （許可の日から 6 か月以内）
	7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別	自己の居住 自己の業務 その他
	8 法 第 3 4 条 の 該 当 号 及 び 該 当 す る 理 由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	市街化区域（第 1 種住居地域） 農地法第 5 条届出

※受 付 年 月 日 令和 3 年 10 月 2 / 日 第 122 号（登録番号 倉第 3 -122 号）

※許可に付した条件 別紙のとおり

- この許可について不服があるときは、許可があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に倉敷市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- 宅地造成等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 3 条第 1 項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第 8 条第 1 項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。

（注） 工事にあたっては、別添「注意事項」に留意して施行してください。

許可に付した条件

- 1 保安林、農地転用、道路、河川、砂防等、法令による所定の手続きが必要な時は、必ず着手前に法令に定める所定の手続きを完了させること。
- 2 都市計画法第 32 条の規定に基づく同意・協議事項を遵守すること。
- 3 工事施行にあたっては、別添“工事施行に伴う注意事項”を遵守すること。
- 4 工事着工にあたっては、防災施設を優先させること。
- 5 工事着工にあたっては、関係権利者と十分調整・協議のこと。
- 6 工事中やむを得ず、工法等に変更が生じる場合は、事前に協議し、指示を受けること。
- 7 工事に起因して第三者と紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。
- 8 開発許可を受けた者は、許可の日から 3 年以内に開発区域の全部について開発行為に関する工事を完了すること。
ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。なお、この期間内に工事が完了しない場合、市長は都市計画法第 81 条第 1 項第 3 号の規定により許可を取り消す事がある。
- 9 開発行為に関する工事を廃止した場合は、環境の保全上、災害の防止上及び通行の安全上必要な措置を講ずること。
- 10 平成 14 年 5 月 30 日以降に施工される工事について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律が適用されるので、法令による所定の手続きが必要な時は、必ず着工前に法令に定める所定の手続きを完了させること。(問い合わせ先：建築指導課)